

みなとみらい21地区61街区（一部）における土壤汚染概況調査の結果について

当街区は平成27年8月から開発事業者の公募を開始し、平成28年3月に事業予定者（定期借地）を決定しました※。今回、募集要項に基づき、貸付予定部分の土壤汚染概況調査（以下「概況調査」という。）を行い、その結果が出ましたので、お知らせします。

概況調査では、当街区において、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）の基準値を超える物質（「鉛及びその化合物」、「砒素及びその化合物」及び「ふっ素及びその化合物」）等が検出されました。

今後、概況調査の結果を踏まえ、土壤汚染詳細調査（以下「詳細調査」という。）を行う予定であり、その結果を貸付内容に反映していきます。

※ 平成28年3月28日記者発表資料「みなとみらい21地区54街区、56-1街区及び61街区（一部）の事業予定者決定」参照

1 調査を行った土地

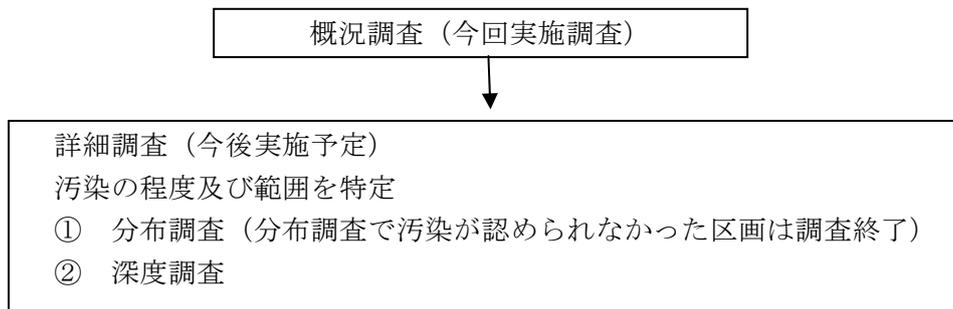
所在地	地目	面積	現況
西区みなとみらい六丁目2番9	宅地	5,650.00㎡	更地
状況	土壤汚染対策法に準じて、敷地を30m格子（原則として、北を起点に10m区画9個により構成。ただし、土地の端部においては10m区画2～6個により構成）で分けて、所定の調査を行ったところ、土壤汚染対策法の基準値（土壤溶出量）を超える物質（「鉛及びその化合物」、「砒素及びその化合物」及び「ふっ素及びその化合物」）等が検出されました。		

2 概況調査の内容

別紙のとおり

3 今後の対応

詳細調査により汚染の程度及び範囲を特定した上で、必要な土壤汚染対策等を検討していきます※。



※ 原則として、土壤汚染対策が必要な場合は、貸付時に対策費用相当額等を考慮の上、借受者が必要な対策を実施することを条件としていきます。

お問合せ先		
財政局資産経営課長	鈴木 康弘	Tel 045-671-2198
財政局管財課長	石川 哲夫	Tel 045-671-2192

（裏面に案内図あり）

案内図



みなとみらい21地区61街区（一部）土壌汚染概況調査の内容について

1 概要

- (1) 目的：みなとみらい21地区61街区（一部）の土地の利活用に伴い、土壌汚染の有無を調査するため
- (2) 実施時期：平成28年7月～28年9月
- (3) 実施場所：西区みなとみらい六丁目2番9
- (4) 調査内容（裏面「平面図」参照）

敷地を30m格子（原則として、北を起点に10m区画9個により構成。ただし、土地の端部においては、10m区画2～6個により構成）で分け、旧地盤面（TP+約1.7m）において土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）及び横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）に準ずる調査対象物質を調査

また、土地区画整理事業によりTP+約5.0m付近まで造成した現地盤面（一部の現況はTP+約5.8m）3地点と旧地盤面3地点において本市港湾局における建設発生土受入手続である「臨海部埋立地への建設発生土受入れに係る土砂検定試験実施要領」（以下「土砂検定」という。）に準ずる調査対象物質を調査（ただし、旧地盤面においては、上記土壌汚染対策法等に準ずる調査対象物質を除く物質を調査）

（注）TP：東京湾平均海面

ア 土壌ガス調査

地表から深さ80～100cmの土壌ガスを採取し、土壌ガス濃度の測定を実施

イ 土壌調査

旧地盤面から深さ50cmまでの土壌を採取し、30m格子ごとに均等混合の上、土壌溶出量濃度及び土壌含有量濃度の測定を実施

ウ 土砂検定

現地盤面から深さ50cm前後の土壌及び旧地盤面から深さ50cm前後の土壌（ダイオキシン類の分析に供する試料にあつては現地盤面から深さ15cmまでの土壌及び旧地盤面から深さ15cmまでの土壌）を採取し、分析を実施

(5) 調査結果（裏面「平面図」及び「一覧」参照）

ア 土壌ガス調査

検出されませんでした。

イ 土壌調査

30m格子の2か所において「鉛及びその化合物」の土壌溶出量が土壌汚染対策法の基準値（0.01mg/L）を超過していました。

30m格子の6か所において「砒素及びその化合物」の土壌溶出量が土壌汚染対策法の基準値（0.01mg/L）を超過していました。

30m格子の4か所において「ふっ素及びその化合物」の土壌溶出量が土壌汚染対策法の基準値（0.8mg/L）を超過していました。

その他の対象物質については、基準値内又は検出されませんでした。

ウ 土砂検定

現地盤面の1地点において「砒素」の土壌溶出量が土砂検定の基準値（0.01mg/L）を超過していました。

※ 当該地は現況更地であり、柵等により立入りが制限されています。

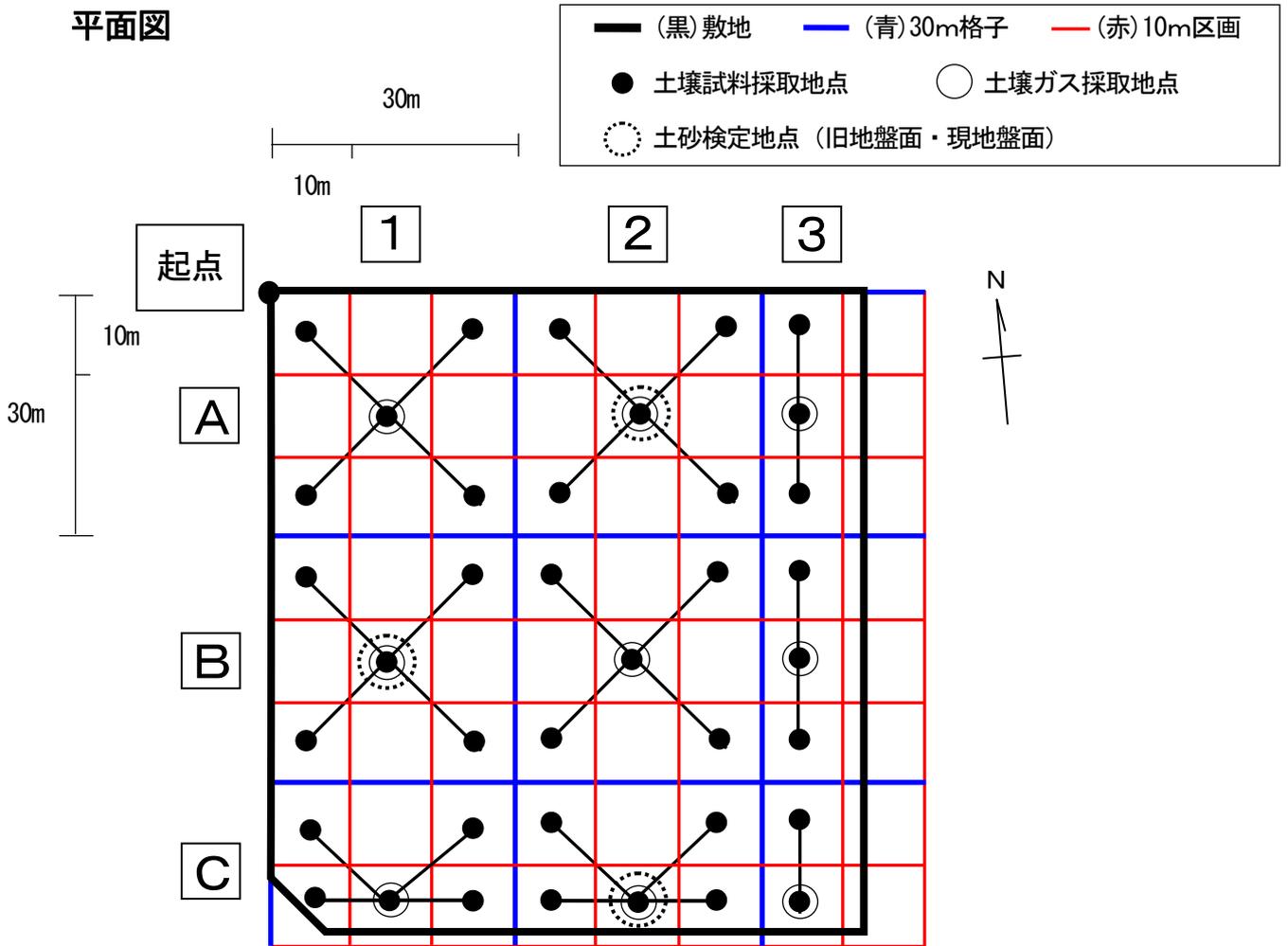
なお、周辺の井戸等の使用状況については、今後、確認していきます。

2 調査資料（裏面）

(1) 平面図

(2) 一覧（基準値超過部分）

平面図



基準値超過部分

- 1 土壌調査 (30m格子)・・・旧地盤面
 - ・鉛及びその化合物 2か所 (A 2・B 2)
 - ・砒素及びその化合物 6か所 (A 2・A 3・B 2・B 3・C 2・C 3)
 - ・ふっ素及びその化合物 4か所 (A 1・A 3・B 1・C 1)
- 2 土砂検定・・・現地盤面
 - ・砒素 1地点 (C 2に位置する 10m区画)

調査区分	30m格子	超過部分 (土壌溶出量)
概況調査 (土壌調査)	A 1	旧地盤面：「ふっ素及びその化合物」：0.98 mg/L
	A 2	旧地盤面：「鉛及びその化合物」：0.035 mg/L 旧地盤面：「砒素及びその化合物」：0.011 mg/L
	A 3	旧地盤面：「砒素及びその化合物」：0.024 mg/L 旧地盤面：「ふっ素及びその化合物」：0.81 mg/L
	B 1	旧地盤面：「ふっ素及びその化合物」：1.0 mg/L
	B 2	旧地盤面：「鉛及びその化合物」：0.019 mg/L 旧地盤面：「砒素及びその化合物」：0.020 mg/L
	B 3	旧地盤面：「砒素及びその化合物」：0.015 mg/L
	C 1	旧地盤面：「ふっ素及びその化合物」：0.91 mg/L
	C 2	旧地盤面：「砒素及びその化合物」：0.016 mg/L
概況調査 (土砂検定)	C 2に位置する 10m区画	現地盤面：「砒素」：0.014 mg/L